

広島県告示第千四十四号

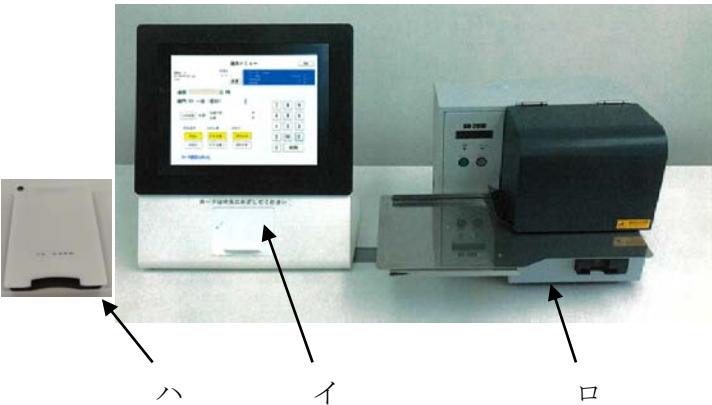
証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和四十七年広島県規則第十七号）第二条の規定による証紙代金収納計器を次のとおり指定する。

令和七年十二月十五日

広島県知事 横田美香

クアディエントジャパン証紙代金収納計器SH-12021型で一に掲げる構造及び二に掲げる機能を有し、証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則第七条第一項に規定する始動票札を使用するもの

一 構造



- 二 機能
- ハ 卓上カードR/W部
- ロ 証紙発行印字プリンタ
- イ タッチパネル端末

始動票札を用いて、収納印の表示をすることができるもの